

玉掛け技能講習会開催のご案内

【栃基登第 185 号】栃木労働局長登録教習機関
林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

労働安全衛生法の規定により、つり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーンの玉掛けの作業については、都道府県労働局長に登録する機関が行う技能講習を修了した者でなければ従事できないことになっております。

当林災防では、栃木労働局長の登録教習機関として、労働安全衛生法施行令第20条第16号で定める業務、玉掛け技能講習を実施いたしますので、当該者を受講させて有資格者の充足を図られますようご案内申し上げます。

※今回の講習は、全科目受講者及び一部免除者（区分1）のみ対象として行います。

なお、今回の講習会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じての講習会となりますので、関係者の皆様方には、何とぞご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 日 時**
[学 科] 令和3年9月 8日(水) 9:00~17:00
[学 科] 令和3年9月 9日(木) 9:00~17:00
[実技A] 令和3年9月10日(金) 8:00~17:00 受講番号No.01~No.15
[実技B] 令和3年9月11日(土) 8:00~17:00 受講番号No.16~No.30
(学科受付 午前8時45分・実技受付 午前7時45分)
- 場 所**
学科会場 コンセーレ 2階 バンケットホール (宇都宮市駒生1-1-6 ☎028-624-1417)
実技会場 栃木県木協連木材流通センター (宇都宮市新里町丁277-1 ☎028-652-3687)
- 受講料等**
全科目受講者23,250円 内訳 受講料¥21,600・教材¥1,650(消費税を含む)
一部科目免除20,150円 内訳 受講料¥18,500・教材¥1,650(消費税を含む) 免除条件 裏面参照
- 申込締切**
令和3年8月27日(金) 定員30名(締切日前でも定員に達すると受付を締め切りますので、お早めにお申込み下さい。また、受講定員に満たない場合には中止になることもありますので予めご了承下さい。)
- 申 込 先**
林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部 〒321-2118 宇都宮市新里町丁277番地1
☎028-652-2153 受講料を添えてお申し込み下さい。
〔銀行振込〕足利銀行本店 普通預金178351 林業労働災害防止協会栃木県支部
- 講習内容**
法令に定められた科目(裏面参照)
- 携 行 品**
受講票・筆記用具・計算機・(実技講習:ヘルメット・革手袋)
- そ の 他**
 - 一度払い込んだ受講料はお返しできませんのでご了承下さい。但しテキスト料金はお返しします。
 - 写真(ﾀﾞｲ3.0cm×ｺﾞｺ2.4cm)1枚を申込書の指定された場所に貼付けして下さい。
 - 受講申込書の受講者氏名には必ず**本人の捺印**をして下さい。
 - 受講票に記載してある各事項を確認のうえ受講して下さい。
 - 講義中の電話は、緊急時以外取次ぎいたしません。
 - 申込用紙が不足したときは、コピーして使用して下さい。

《新型コロナウイルス感染症防止等への対応》

- 募集の受付を進めますが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、本講習会実施の可否を開講日の7日前までに判断します。このためやむを得ず中止となる場合がありますので、予めご了承下さい。
- 発熱や体調不良など風邪のような症状のある方の受講はご遠慮いただきます。
- 会場入口において体温測定を実施します。(手指消毒液の設置利用)
- 全員マスク着用で受講していただきます。(各自準備)
- 実技講習は全員手袋着用で受講していただきます。(各自準備)

玉掛け技能講習時間割

1. 学科講習

講習科目	範囲	講習時間
クレーン等に関する知識	種類及び型式 構造及び機能 安全装置及びブレーキ	1 時間
クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	力（合成、分解、つり合い及びモーメント） 重心及び物の安定 摩擦 質量 速度及び加速度 荷重 応力 玉掛用具の強さ	3 時間
クレーン等の玉掛けの方法	玉掛けの一般的作業方法 玉掛用具の選定及び使用の方法 基本動作（安全作業方法を含む） 合図の方法	7 時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）及びクレーン等安全規則中の関係条項	1 時間

2. 実技講習

講習科目	範囲	講習時間
クレーン等の玉掛け	質量目測 玉掛用具の選定及び使用 定められた方法による 0.5 トン以上の質量を有する荷についての玉掛けの基本作業及び応用作業	6 時間
クレーン等の運転のための合図	手、小旗等を用いて行う合図	1 時間

(講習科目の受講の一部免除)

区分	受講の免除を受けることができる者	講習科目
1	①クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者 ②床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 ③労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 18 年厚生労働省令第 1 号）第 6 条の規定による改正前のクレーン等安全規則第 223 条に規定するクレーン運転士免許又は同則令第 235 条に規定するデリック運転士免許を受けた者	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 クレーン等の運転のための合図

(講習科目の免除条件別講習時間)

区分	免除の条件	学科時間	実技時間	合計時間
A	免除を受けられない者	12 時間	7 時間	19 時間
B	免除を受けられる者 (前記の 1 該当者)	9 時間	6 時間	15 時間

林業・木材製造業労働災害防止協会

栃木県支部長 殿

2.4cm

のり

写

真

3.0cm

玉掛け技能講習受講申込書

ふりがな		性別	昭和	
氏名	㊟	男・女	生年月日	年 月 日生 平成
現住所	〒 _____ 電話 () _____			
勤務地	現住所	〒 _____		
	名称	_____ 電話 () _____		
一部科目免除の資格に関する事項	区分	確認欄		
	裏面表1に該当する者 【15時間コース】	免許又は修了証確認 令和 年 月 日 確認者印 []		
	裏面表2に該当する者 【18時間コース】 裏面表2の者の経験証明 ①上記のものは、労働安全衛生法施行令第20条第6号若しくは第7号の業務又は労働安全衛生規則第36条6号、第15号から第17号までの業務に、6月以上の従事したことを証明します。 ②上記の者は、鉱山において、つり上げ荷重5トン以上のクレーン又は移動式クレーンの運転の業務に、1ヶ月以上従事したことを証明します。	クレーンの種類・型式等：[] 吊上荷重 [] トン 期間：昭和・平成・令和 年 月 日～昭和・平成・令和 年 月 日（年 月） 令和 年 月 日 事業場名 _____ 事業者職氏名 _____ ㊟		
	裏面表3、4に該当する者の実務経験証明	・裏面表3に該当する者 【16時間コース】 ・裏面表4に該当する者 【15時間コース】 上記の者が下記のとおり玉掛け業務（1t未満・補助作業）の実務に従事していたことを証明します。 クレーンの種類・型式等：[] 吊上荷重 [] トン 期間：昭和・平成・令和 年 月 日～昭和・平成・令和 年 月 日（年 月） 指導者氏名（ _____ ）玉掛け技能講習取得 昭和・平成・令和 年 月 日 令和 年 月 日 事業場名 _____ 事業者職氏名 _____ ㊟		
注：一部免除を受けようとする者は、必ずその資格を有することを証明する書面（コピー等）を添付のこと。				
講習に関する事項	受講希望日	令和 年 月 日～令和 年 月 日		
	受講コース	※ア 15時間コース イ 16時間コース ウ 18時間コース エ 19時間コース		
	講習期間	※令和 年 月 日～令和 年 月 日 [学科 時間、実技 時間]		
	修了年月日	※令和 年 月 日		
修了証	※第 _____ 号 交付年月日 令和 年 月 日			

実施管理者確認欄	※実施管理者名 _____ ㊟
----------	-----------------

(注) ※以外の欄は申込者において全部記載すること。

科目免除関係に虚偽の申請が認められた場合、修了証を交付できないことがあります。

郵便番号は必ず記入してください。

6ヶ月以内に撮影した写真を2枚貼付すること。

《個人情報について》

ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

(表) 講習科目の一部が免除される者

区分	受講の免除を受けることができる者	講習受講科目	講習受講時間	受講料
1	①クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者 ②床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 ③労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第1号）第6条の規定による改正前のクレーン等安全規則第223条に規定するクレーン運転士免許又は同則令第235条に規定するデリック運転士免許を受けた者	学科 ・クレーン等に関する知識 ・クレーン等の玉掛けの方法 ・関係法令 実技 ・クレーン等の玉掛け (力学・合図免除)	学科 9時間 実技 6時間	20,150
2	①労働安全衛生法施行令第20条第6号若しくは第7号の業務又は労働安全衛生規則第36条6号、第15号から第17号までの業務に、6月以上従事した経験を有する者 注)上記の業務は下記の通り i 吊り上げ荷重が5トン以上のクレーン（跨線テルハを除く。）の運転の業務 ii 吊り上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転は除く。）の業務 iii 制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転の業務 iv 次に掲げるクレーン（移動式クレーンを除く。）の運転の業務 ・吊り上げ荷重が5トン未満のクレーン ・吊り上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ v 吊り上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転は除く。）の業務 vi 吊り上げ荷重が5トン未満のデリックの運転の業務 ②鉱山において吊り上げ荷重が5トン以上のクレーン・移動式クレーンの運転の業務に1月従事した経験を有する者	学科 ・クレーン等に関する知識 ・クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 ・クレーン等の玉掛けの方法 ・関係法令 実技 ・クレーン等の玉掛け (合図免除)	学科 12時間 実技 6時間	実施しません
3	①クレーン、移動式クレーン、デリック又は揚貨装置で吊り上げ荷重等が1t以上の玉掛けの補助作業又は制限荷重が1t未満の揚貨装置の玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者	学科 ・クレーン等に関する知識 ・クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 ・クレーン等の玉掛けの方法 ・関係法令 実技 ・クレーン等の玉掛け ・クレーン等の運転のための合図（特例講習）	学科 11時間 実技 4時間 1時間	実施しません
4	①吊り上げ荷重が1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者 ※特別教育修了証のコピーを添付のこと（団体等が実施した特別教育修了者に限る）	学科 ・クレーン等に関する知識 ・クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 ・クレーン等の玉掛けの方法 ・関係法令 実技 ・クレーン等の玉掛け (特例講習) (合図免除)	学科 11時間 実技 4時間	実施しません

〔資格証の添付〕

のり面	
-----	--